

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登録番号
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	891335

2 指名停止措置期間

令和4年10月29日 ～ 令和5年1月28日(3箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

愛知県又は岐阜県に所在する病院の特定医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和4年10月17日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令(課徴金納付減免制度の適用)を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる(独占禁止法違反行為)第4項(2)に該当するため。なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要綱第3条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表〉

区分	措 置 要 件	期 間
4 独占禁止法違反行為	(1) 略 (2) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111